

2026年度 杏林大学 入学資格審査について

学校教育法施行規則第 150 条第 7 号により本学入学試験への出願を希望する場合は、事前に本学において個別の入学資格審査を受け、認定された場合に限り出願が可能になります。2026 年度入学試験の出願に際し、下記の通り個別の入学資格審査を実施いたしますので、希望者は所定の手続きを行ってください。

記

○入学資格審査の対象者

以下のすべてに該当する者。

1. 2026 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者。
2. 本学の指定する書類を提出できる者。

○申請手続

○申請受付期間

2025 年 6 月 2 日（月）～ 原則として受験を希望する入試区分の出願締切日 14 日前まで

○申請に必要な書類

本学ホームページ（<https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/center/nyugaku/shinsa/>）より「2026 年度杏林大学入学試験 入学資格認定申請書（本学所定の様式：PDF ファイル）」をダウンロードし、必要事項を記入してください。

「2026 年度 杏林大学入学試験 入学資格認定申請書」に、以下の書類を添付し申請してください。提出書類は和文もしくは英文で作成してください。その他の言語により作成された証明書等は、大使館または国で認可された公証役場等で公証印を受けた翻訳(和文または英文)を添付してください。

※日本の高等学校または中等教育学校にも在籍している期間がある場合は「調査書」も提出してください。

- ・最終出身学校の卒業（見込）証明書
- ・最終出身学校の成績証明書 または 調査書
- ・最終出身学校の概要が記載されているもの（学校案内・ホームページの該当部分のコピー 等）
- ・最終出身学校の規則（修業年限、教科目、授業時間数、卒業要件 等）が記載されているもの

3. 申請書類の提出方法および提出先

[提出方法]

封筒表面に「入学資格審査 申請書類在中」と朱書きし、書留郵便にて郵送してください。

[提出先]

〒181-8612 東京都三鷹市下連雀 5-4-1 杏林大学 入学センター 入学資格審査係 宛

※提出された書類は返却できません。

○審査方法

申請者より提出された書類により、当該教育施設が高等学校の教育課程と同程度と認められ、かつ申請者が必要単位を修得しているか、または修得見込みであるかについて審査します。

○審査結果

審査終了後、申請者宛に郵送により通知します。

※入学資格を認められた者については、「杏林大学入学資格認定書」を交付します。

○本学入学試験への出願について

「杏林大学入学資格認定書」の交付を受けた者は、対象学部・学科の対象入学試験を受験することが可能です。本学入学試験への出願の際は、必ず「杏林大学入学資格認定書」の写しを添付してください。

以 上